

鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付要綱（令和元年6月10日付第20199935316号鳥取県危機管理局長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>鳥取県原子力防災<u>業務</u>関係者研修受講支援事業補助金交付要綱</p> <p>(交付目的) 第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会の会員事業者（以下、「事業者」という。）に所属するバス等の運転業務に従事する者又は運行管理者<u>その他運行に係る業務に従事する者</u>（以下「運転業務従事者」という。）が、鳥取県の実施する放射線防護に関する基礎知識及び防護資機材の活用方法を習得するための鳥取県原子力防災業務関係者研修（以下、「研修」という。）に、事業者が自社に所属する運転業務従事者を受講させようとする際、当該研修受講者の業務を代行する者の人件費等相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減することで研修を受講しやすい環境を醸成するとともに、原子力災害時における安全な住民避難手段の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(交付申請の時期等) 第4条 <u>本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、運転業務従事者に研修を受講させた日から7日を経過する日又は当年度末の日のいずれか早い日までに提出するものとする。</u> 2 <u>規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む。）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類を含む。）は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>(交付決定の時期等) 第5条 本補助金の交付決定は、<u>規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告</u>を受理した日から30日以内に行うものとする。 2 本補助金の交付決定<u>及び交付決定額の確定</u>通知は、様式第2号によるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>鳥取県原子力防災関係者研修受講支援事業補助金交付要綱</p> <p>(交付目的) 第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会の会員事業者（以下、「事業者」という。）に所属するバス等の運転業務従事者及び運行管理者（以下「運転業務従事者」という。）が、鳥取県の実施する放射線防護に関する基礎知識及び防護資機材の活用方法を習得するための鳥取県原子力防災業務関係者研修（以下、「研修」という。）に、事業者が自社に所属する運転業務従事者を受講させようとする際、当該研修受講者の業務を<u>フォロー</u>する者の人件費等相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減することで研修を受講しやすい環境を醸成するとともに、原子力災害時における安全な住民避難手段の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(交付申請の時期等) 第4条 <u>事業者は、危機管理局長が別に通知する日までに規則第5条に係る交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。</u> 2 <u>前項の申請書に添付すべき書類は様式第2号及び様式第3号によるものとする。</u></p> <p>(交付決定の時期等) 第5条 本補助金の交付決定は<u>原則として</u>、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。</p> <p>(実績報告の時期等) 第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第2号及び様式第3号、様式第5号により、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。</p>

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所

申請者 氏名

(団体の名称及び代表者の氏名)

鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 交付申請額及び実績報告

① 算定基準額	円(受講者1名あたり10,000円を限度とする)
② 交付申請額	円
③ 研修受講日	年 月 日
④ 受講者の氏名・ 職務内容	氏名 職務内容 <input type="checkbox"/> 運転業務 <input type="checkbox"/> 運行管理者 <input type="checkbox"/> その他 () ※ : :

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理局長が別に定める。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住所

申請者 氏名

(団体の名称及び代表者の氏名)

印

交付申請書

年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業の名称	年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業
算定基準額(見込み)	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

研修受講者	
研修受講者の業務支援者	
研修受講者の業務をフォローする者の人件費相当額	10,000円/日
支援する業務内容等	(運転業務) (運行管理者業務)

(注) 1 研修受講者（運転業務従事者）ごとに「支援事業の概要」を作成すること。

2 支援内容については、その詳細（支援業務内容等）が分かる参考資料を添付すること。

3 実績報告時には受講証明書の写しを添付すること。

2 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所有している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

様式第3号（第4条、第7条関係）

年度 鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業 収支予算（決算）書

収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算 額) (A)	前年度予算額 (本年度予算 額) (B)	増 減 (A)-(B)	摘 要
県補助金				
自己負担額				
その他				
計				

支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減 (A)-(B)	摘 要

(削除)

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○○ ○○
(公印省略)

○○年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付の申請書で申請のあった鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

(担当：○○ 連絡先 0857-26-○○○○)
記

1 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

2 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

	(本年度決算額) (A)	(本年度予算額) (B)		
計				

様式第4号（第5条）

番 号
年 月 日

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付（第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当：連絡先)

記

1 事業

本補助金の交付事業は「鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業」とし、その内容は鳥取県がバス等運転業務従事者の安全確保となる必要な放射線防護に関する基礎知識及び防護資機材の活用方法などを習得して貰うため実施する研修の期間中、研修受講者の業務を支援する者の人件費相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減し、研修を受講しやすい環境を醸成することを目的とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付要綱（令和元年 月 日（決裁日）付第201900035316号鳥取県危機管理局长通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県危機管理局长が別に定める。

様式第5号（第5条）

平成 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所

申請者氏 名

印

（団体の名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
実 績	円	円

(削除)

	差 引	円	円
	添付書類	1 年度 鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業実施報告書（交付要綱第7条 様式第2号） 2 年度 鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業収支予算（決算）書（交付要綱第7条 様式第3号）	

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。